

有害物質使用特定施設を廃止した皆様へ

土壤汚染対策法第3条第1項に基づく

ただし書の確認の手続きについて

令和8年6月

柏市環境部環境政策課

1 はじめに

工場・事業場で使用していた有害物質使用特定施設を廃止した場合（※1）、土壤汚染対策法（以下、「法」といいます。）第3条第1項の規定により、当該施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地における土壤の汚染状況を調査して、市に報告しなければなりません。

ただし、引き続き工場・事業場等の敷地として利用される等、一定の要件に該当する場合、当該土地について土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない旨の市の確認を受けることで、土地の利用状態が継続する限り、調査義務が一時的に免除されます。

この手引きでは、当該施設を廃止した皆様に向けて、施設の廃止から土壤汚染状況調査を行うまで又は調査義務の猶予を受けるために必要な「法第3条第1項ただし書の確認」の手続きについて説明します。

※1 有害物質使用特定施設の廃止について

「有害物質使用特定施設」とは？

- ▶ 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設のうち、特定有害物質（法施行令第1条で規定する物質、18ページ参照）を使用等するものです。

「施設の廃止」とは？

- ▶ 有害物質使用特定施設の使用をやめるか、又は当該施設の使用は続けるものの特定有害物質の使用をやめることです。

2 法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査について

有害物質使用特定施設が廃止された場合、当該施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壤汚染の状況を調査し、市に報告しなければなりません。

【法第3条第1項本文】

(1) 調査を実施する者（調査義務を負う者）

調査義務を負う者は、有害物質使用特定施設を廃止した時点において、当該施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の所有者等です。通常は土地の所有者が該当します。（土地の所有者が破産している場合の破産管財人等、土地の所有者が該当しない場合もあります。）

(2) 調査義務の対象となる範囲

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の全ての区域が対象です。(建築物が設置されていた場所に限定されません。)

「工場・事業場の敷地」とは、公道等（私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設を含む。）の工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいいます。

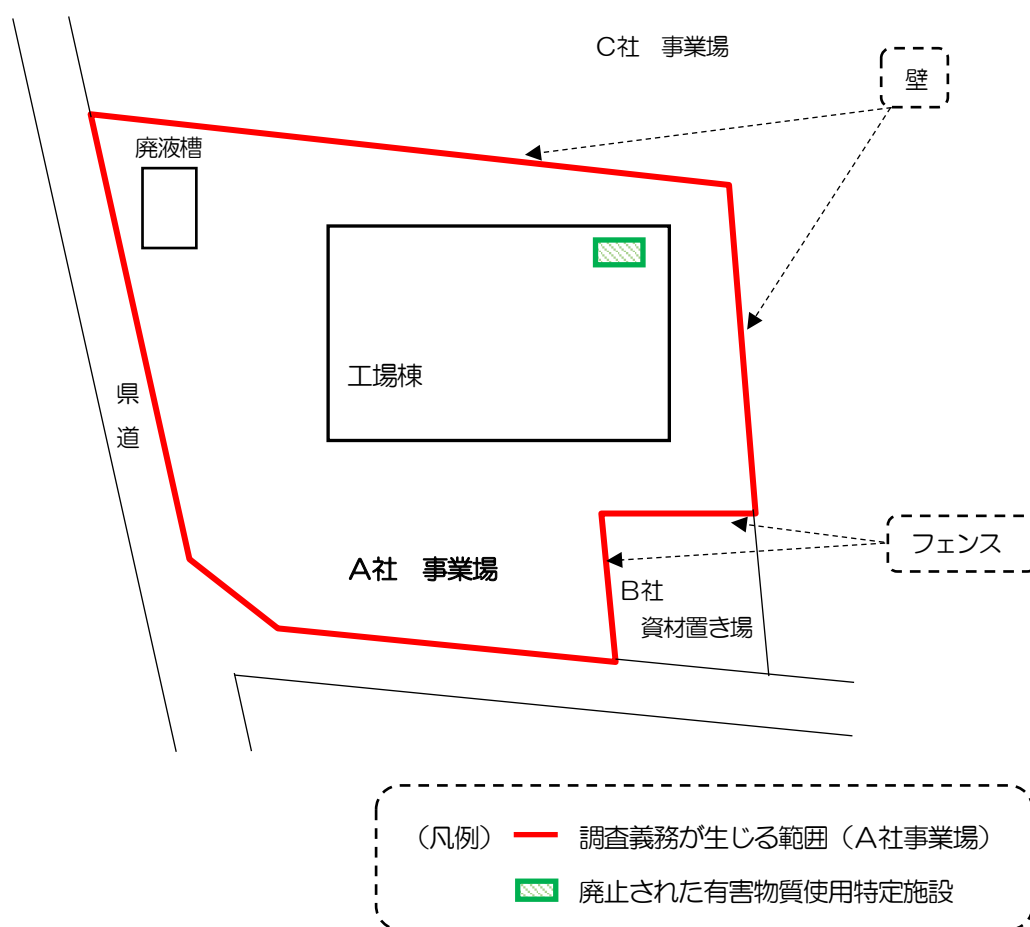


図 有害物質使用特定施設の廃止により調査義務が生じる範囲

ただし、公道等により隔てられている場合であっても、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続され一体の生産プロセスとなっているなど、特定有害物質による汚染の可能性がある場合には、隔てられた双方の土地を一の工場・事業場の敷地として取り扱います (※2)。

事業場の敷地の範囲が明確でない場合はあらかじめ市に相談し確認してください。

※2 公道等により隔てられている土地について、特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続されておらず、かつ、一体の生産プロセスとなっていない場合、工場・事業場の敷地と取り扱わなくても良いですか？

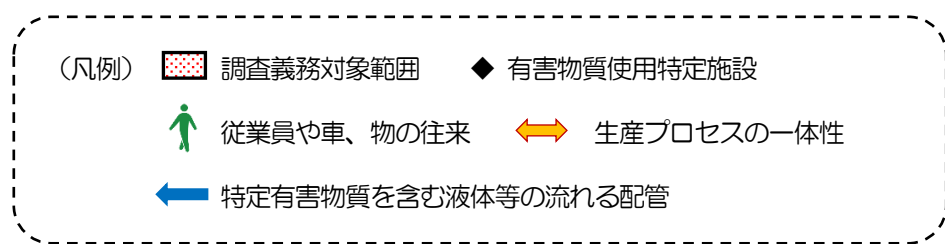
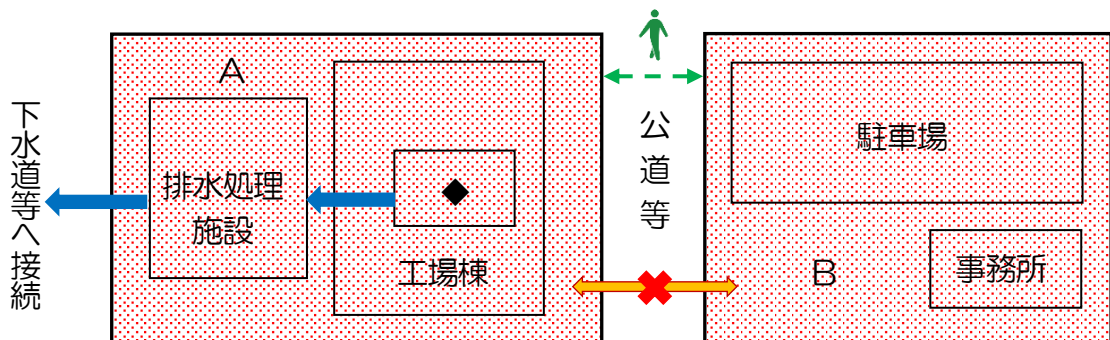
▶ 特定有害物質を含む液体等が流れる配管等により接続されておらず、かつ、一体の生産プロセスとなっていない場合でも、従業員や車、物の往来がある等、特定有害物質による汚染の可能性がある場合には、公道等により隔てられている土地を事業場に該当するものとして取り扱うこととされています。

〈調査義務対象範囲の判断例〉

公道等により隔てられている土地が下記の①～③の場合に、調査義務の対象範囲として想定される例は以下のとおりです。

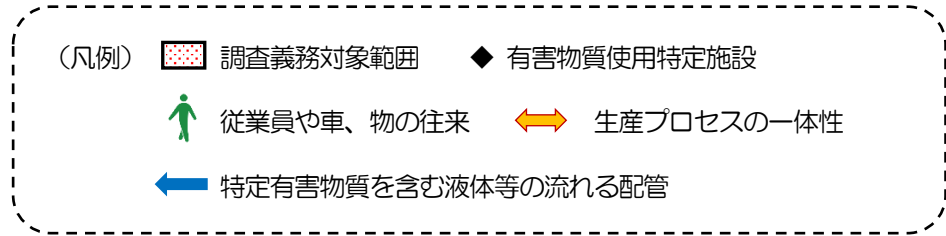
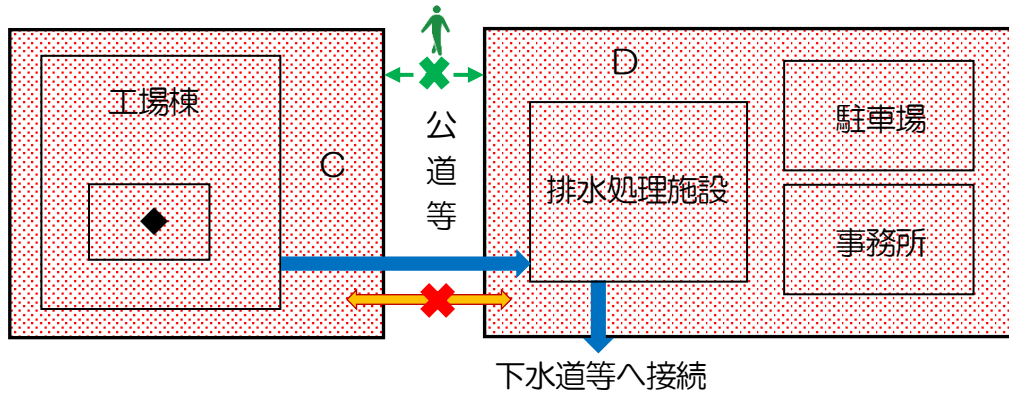
① 特定施設を廃止した事業場Aと隔てられている土地Bが、

- 特定有害物質を含む液体等が流れる配管により接続されていない。
- 一体の生産プロセスでない。
- 従業員と車、物の往来がある。



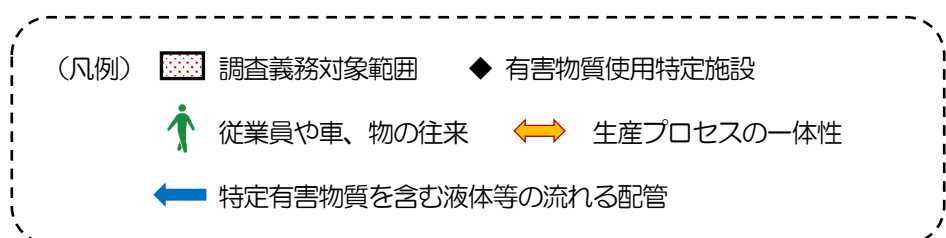
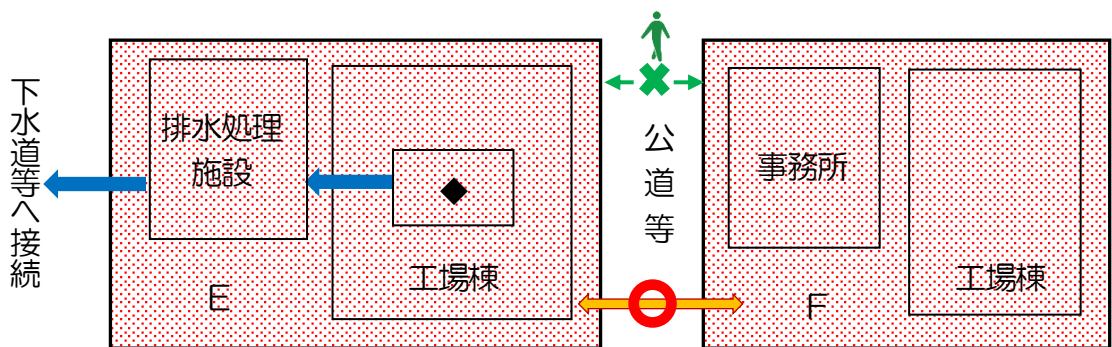
② 特定施設を廃止した事業場Cと隔てられている土地Dが、

- 特定有害物質を含む液体等が流れる配管により接続されている。
- 一体の生産プロセスでない。
- 従業員と車、物の往来がない。



③ 特定施設を廃止した事業場Eと隔てられている土地Fが、

- 特定有害物質を含む液体等が流れる配管により接続されてない。
- 一体の生産プロセスである。
- 従業員と車、物の往来がない。



(3) 調査義務の発生及び市への報告期限

調査義務発生日から起算して120日以内に土壤の汚染状況を調査した結果を市に報告しなければなりません【法施行規則第1条第1項】。

なお、調査義務発生日について、有害物質使用特定施設の設置者と土地の所有者等が同じ場合は下記①、異なる場合は下記②です。

〈調査義務発生日〉

- ① 有害物質使用特定施設の設置者と土地の所有者等が同じ場合
 - ▶ 当該施設の使用が廃止された日
- ② 有害物質使用特定施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合
 - ▶ 市から当該施設の使用が廃止された（調査義務が発生した）旨等の通知文書が届いた日

(4) 調査方法

土地の所有者等が調査を実施するにあたって、調査の実務については環境大臣又は市の指定を受けた者（以下、「指定調査機関」という。19ページ参照）が行う必要があります。土地の所有者等は、指定調査機関に対して法に規定された方法により調査を行うよう依頼してください。

一方、有害物質使用特定施設の設置者は、調査が適切に行われるよう、指定調査機関に対して、その求めに応じて、当該特定施設において使用等されていた特定有害物質の種類、使用等されていた位置、水濁法に基づく定期点検等において異常等が確認された場合の記録等の情報の提供に努める必要があります。【法第61条の2】

3 調査義務を一時的に免除する場合

有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、予定されている土地の利用方法からみて、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないときは、市の確認を受けることによって、土地利用状態が継続する間に限り調査の実施が一時的に免除されます

【法第3条第1項ただし書】。

(1) 一時的免除の要件

調査義務の対象となる範囲（有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地）が次の①～③のいずれかに該当することが確実であると認められる場合、市から法第3条ただし書の確認を受けることで調査義務が一時的に免除されます【法施行規則第16条第3項】。

① 引き続き工場・事業場の敷地として利用される場合

（引き続き敷地として利用される「工場・事業場」が、使用の廃止された有害物質使用特定施設を設置していた工場・事業場と異なる場合には、関係者以外の者が敷地に立ち入ることができないものに限られます。）

② 小規模な工場又は事業場において、事業用の建築物と当該工場・事業場の設置者の居住用建築物とが同一又は近接して設置されており、かつ、当該居住用の建築物に当該設置者が居住し続ける場合

③ 操業中の鉱山及びその附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山等の敷地

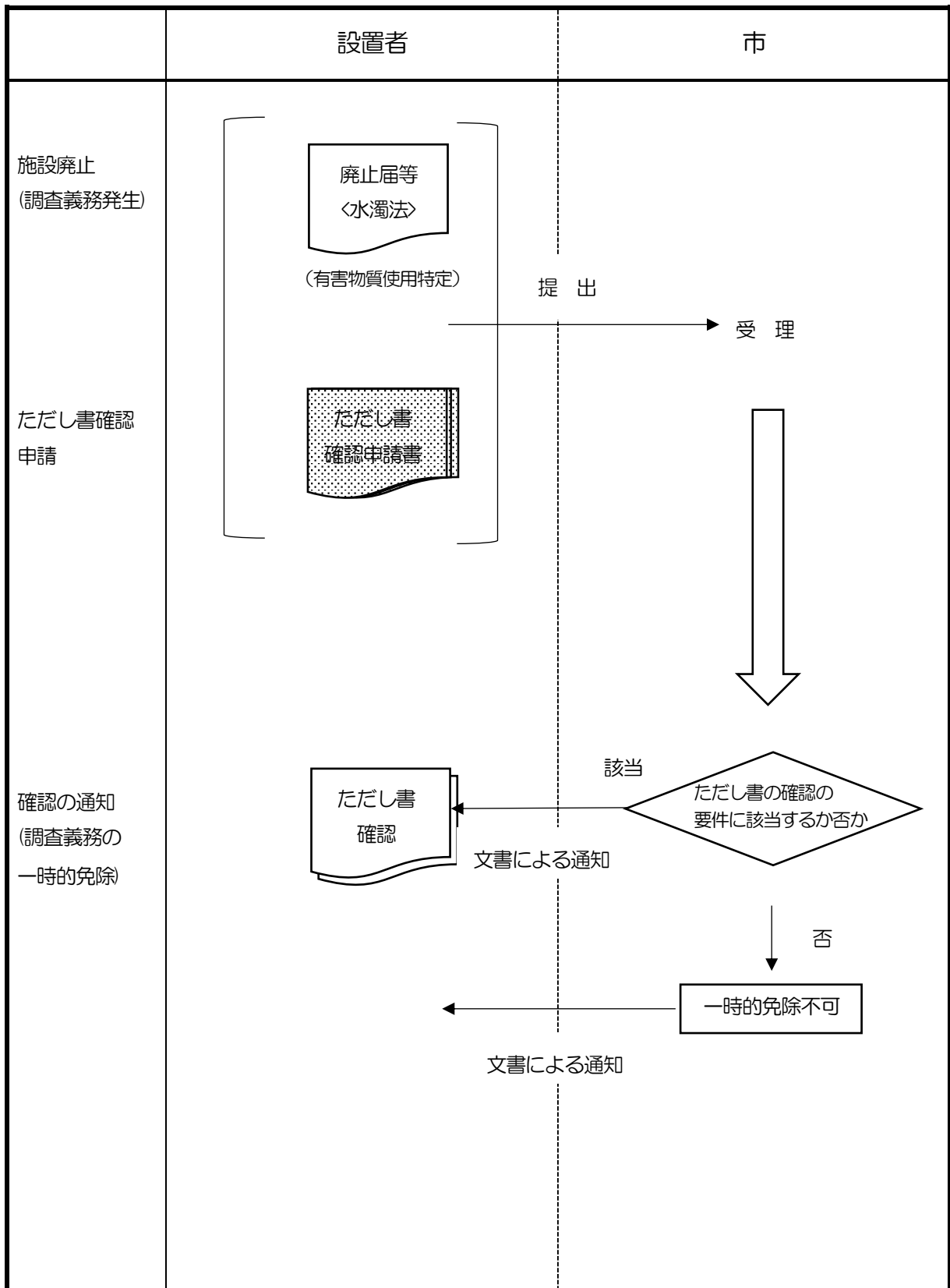
(2) 調査義務の一時的免除の取消し

確認を受けた土地が(1)①～③の要件を満たさないと認められる場合、市は確認を取り消します。取消し後、一時的に免除されていた調査及び報告の義務が改めて生ずることとなります。

※ 確認を受けた土地の利用方法を変更する際に必要な手続きについては、「6(2)土地の利用方法を変更する場合」で説明しています。）

4 ただし書の確認申請の手続きの流れ

(1) 土地の所有者が設置者である場合



※ 各手続きの説明

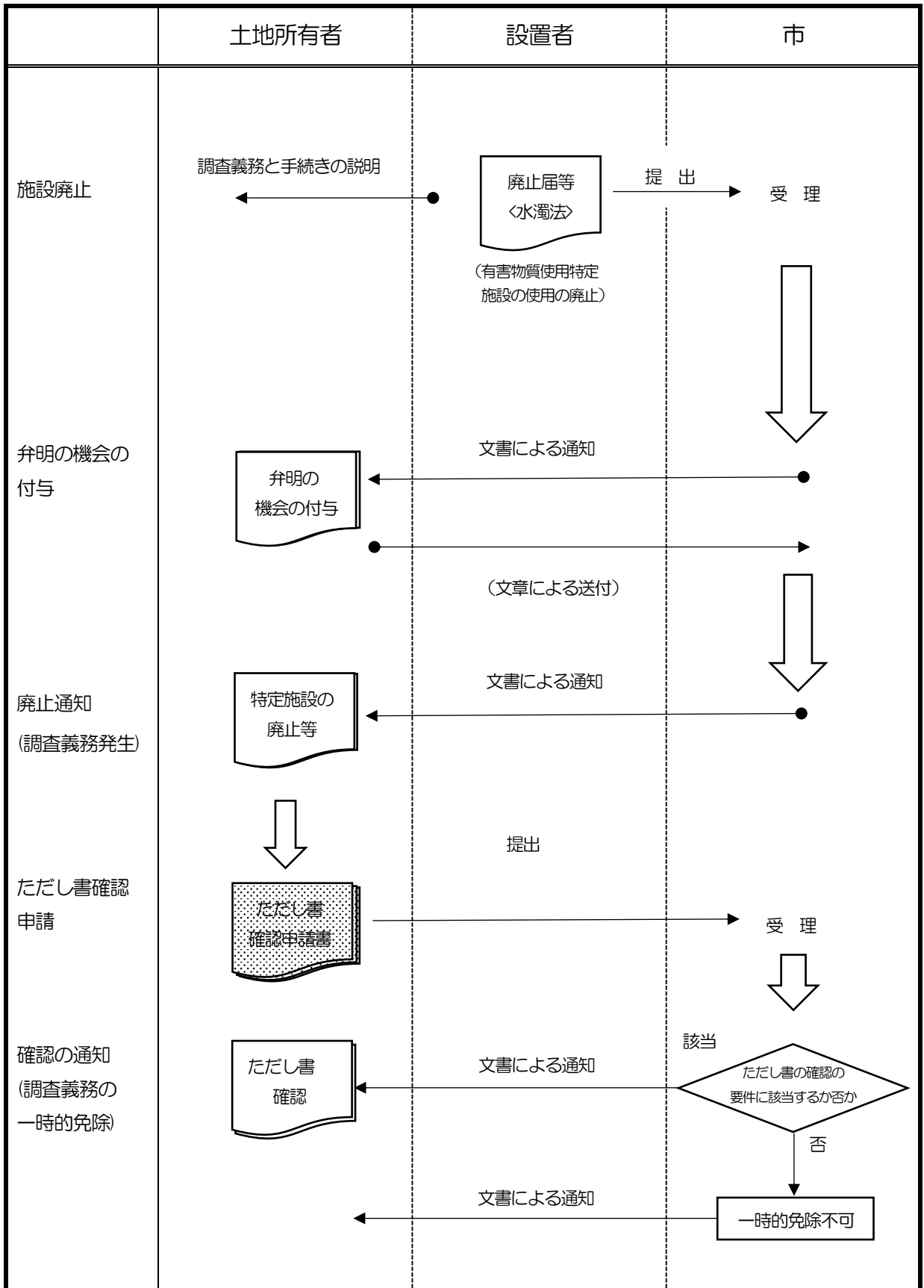
① 敷地の地番に係る情報の提供

ただし書の確認申請書の提出前に、市では、申請書の添付書類の内容を確認しています。有害物質使用特定施設の設置者は、工場・事業場の敷地であった土地の情報を整理のうえ、当該土地の地番を特定し、① 工場・事業場の案内図、② 廃止された有害物質使用特定施設の設置位置を示した図面、③ 廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の範囲を示した図面、④ 公図の写し、⑤ 土地の履歴事項全部証明書（「5（1）ただし書確認申請書の提出書類」に記載の「提出書類チェックリスト」のうち2～6の書類）を提出してください。

② ただし書の確認申請書の提出

① 法第3条第1項ただし書の確認申請書、② 工場・事業場の案内図、③ 廃止された有害物質使用特定施設の設置位置を示した図面、④ 廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の範囲を示した図面、⑤ 公図の写し、⑥ 土地の履歴事項全部証明書（「5（1）ただし書確認申請書の提出書類」に記載の「提出書類チェックリスト」のうち1～6の書類）を提出してください。なお、市の現地確認等により、上記「① 敷地の地番に係る情報の提供」で提出のあった資料の修正をお願いすることがあります。

(2) 土地の所有者等が設置者でない場合



※ 各手続きの説明

① 敷地の地番に係る情報の提供 ② 現地確認

それぞれ「4(1)※ ① 敷地の地番に係る情報の提供」、「4(1)※ ② 現地確認」と同じです。

③ 弁明の機会の付与

土地所有者等は有害物質使用特定施設の廃止した事実を知ることができないため、市から有害物質使用特定施設が廃止された時点の土地所有者等に対して、**有害物質使用特定施設が廃止された旨を通知**します【法第3条第3項】。

この通知は、当該土地所有者等に土壤の汚染状況の調査及び報告を行う義務を生じさせるものであり、不利益処分に該当するとされています。

そこで、施設が廃止された旨等の通知文書を送る前に、行政手続法に基づき、土地所有者等に対し、土壤汚染状況の調査等を行う義務が発生することについて、「**弁明の機会の付与通知**」を送付しています(※3)。通知文に記載された事実と間違いがある場合、土地の所有者等は、弁明書(任意様式)を提出することができます。

※3 弁明の機会の付与について

「弁明の機会の付与」とは？

- ▶ 市が不利益処分を行う場合に、処分を受ける方に対し、意見陳述の機会を保護するものです。処分の公正及び透明な手続の確保を図り、もって処分を受ける方の権利利益の保護を図るための手続きです。
- ▶ 弁明とは事情などを説明することです。

弁明書の書き方は？

- ▶ 定められた様式はありません。①氏名 ②住所 ③弁明の件名 ④弁明の内容を記載して弁明書として提出してください。また、弁明内容の証拠となる資料があれば、併せて提出してください。

弁明内容の記載例

- ▶ (例1) 私は有害物質使用特定施設が廃止された時点での土地所有者ではありません。
- (例2) 廃止された特定施設では有害物質を使用等していませんでした。

④ 特定施設が廃止された旨の通知

市から土地所有者等に対して、特定施設が廃止された旨の通知文書を送付します。土地所有者等には、当該文書を受け取った日から120日以内に、土壤の汚染状況の調査及び報告を行う義務が発生します。【施行規則第1条第1項第2号】（※4）。

※4 施設廃止後に土地を譲渡した場合、誰に調査義務が発生しますか？

▶ 特定施設が廃止された旨の通知について、通常、施設の廃止後に土地の所有権の移転等があった場合、新たな土地の所有者等には通知を行わないこととされています。ただし、新たな土地の所有者等が調査を行うことを、元の土地の所有者等と合意している場合には、新たな土地の所有者等に対して通知を行いますので、該当する場合にはお知らせください【法施行規則第17条】。

⑤ ただし書確認申請書の提出

土地の所有者等は、① 法第3条第1項ただし書の確認申請書、② 工場・事業場の案内図、③ 廃止された有害物質使用特定施設の設置位置を示した図面、④ 廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の範囲を示した図面、⑤ 公図の写し、⑥ 土地の履歴事項全部証明書（「5（1）ただし書確認申請書の提出書類」に記載の「提出書類チェックリスト」のうち1～6の書類）を提出してください。ただし書の確認申請書の提出者は、有害物質 使用特定施設の設置者ではなく、土地の所有者等であることに注意してください。

なお、市の現地確認等の結果により、上記「① 敷地の地番に係る情報の提供」で提出のあった資料に修正をお願いする場合があります。

（3）行政処分等

調査義務の発生後、履行期限までに調査結果を市に報告せず、市から3条ただし書の確認も受けていない場合には、行政処分等が行われることがあります。

5 ただし書確認申請書及び現地確認調査票の作成

(1) ただし書確認申請書の提出書類

申請書の提出にあたって、下記の「提出書類チェックリスト」に記載されている書類を作成する必要があります。提出部数は1部です。

提出書類チェックリスト		
申請書		チェック
1	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書（様式第三） ○ 柏市のホームページから様式（23ページ参照）を取得できます。 ○ 13ページの記載例を参考にして作成してください。	<input type="checkbox"/>
添付書類		チェック
2	工場・事業場の案内図 ○ 工場・事業場の立地場所が分かる図面を作成してください。	<input type="checkbox"/>
3	廃止された有害物質使用特定施設の設置位置を示した図面 ○ 建物の施設配置図等	<input type="checkbox"/>
4	廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の範囲を示した図面 ○ 該当する土地の範囲を赤線等で囲ってください。 ○ 廃止された有害物質使用特定施設の設置場所を緑色等で示してください。 ○ 14ページの記載例を参考にして作成してください。	<input type="checkbox"/>
5	公図の写し ○ 工場・事業の敷地であった土地の範囲を赤線等で囲ってください。 ○ ただし書の確認を受けようとする土地の範囲を青線等で囲ってください。 ○ 廃止された有害物質使用特定施設の設置場所を緑色等で示してください。 ○ コピーでも構いません。 ○ 枚数が2枚以上にまたがる場合には、公図集合図（1枚程度）を作成し、添付してください。 ○ 15ページの記載例を参考にして作成してください。	<input type="checkbox"/>
6	土地の履歴事項全部証明書 ・コピーでも構いません。	<input type="checkbox"/>

■ 記載例（申請書）

様式第三（第十六条第一項関係）

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

令和〇〇年△△月◇◇日

柏市長 太田 和美 殿

申請者 千葉市〇〇市〇〇××一××

柏 太郎

申請者は土地所有者

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇工業 〇〇工場
工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	〇〇市▲▲字□□ 12番、13番1、13番2、13番4、13番6 (※ 地番が多く書ききれない場合は「別紙地番一覧のとおり」等)
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の	水濁法の特定施設の種類のとその番号 例：65 酸又はアルカリによる表面処理施設
施設の設置場所	〇〇市▲▲字□□ 12番の二部
廃止年月日	令和〇〇年〇月〇〇日
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	※ 土壤汚染対策法施行令第一条に掲げる物質で使用していたものを記載 例：ふっ素及びその化合物
確認を受けようとする土地の場所	〇〇市▲▲字□□ 13番1、13番2 (※ 地番が多く書ききれない場合は「別紙地番一覧のとおり」等)
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	事業場として継続して使用する。

工場又は事業場の敷地の全ての土地の地番を記載

特定施設を設置していた土地の地番を特定して記載

申請者が所有している土地の地番を記載

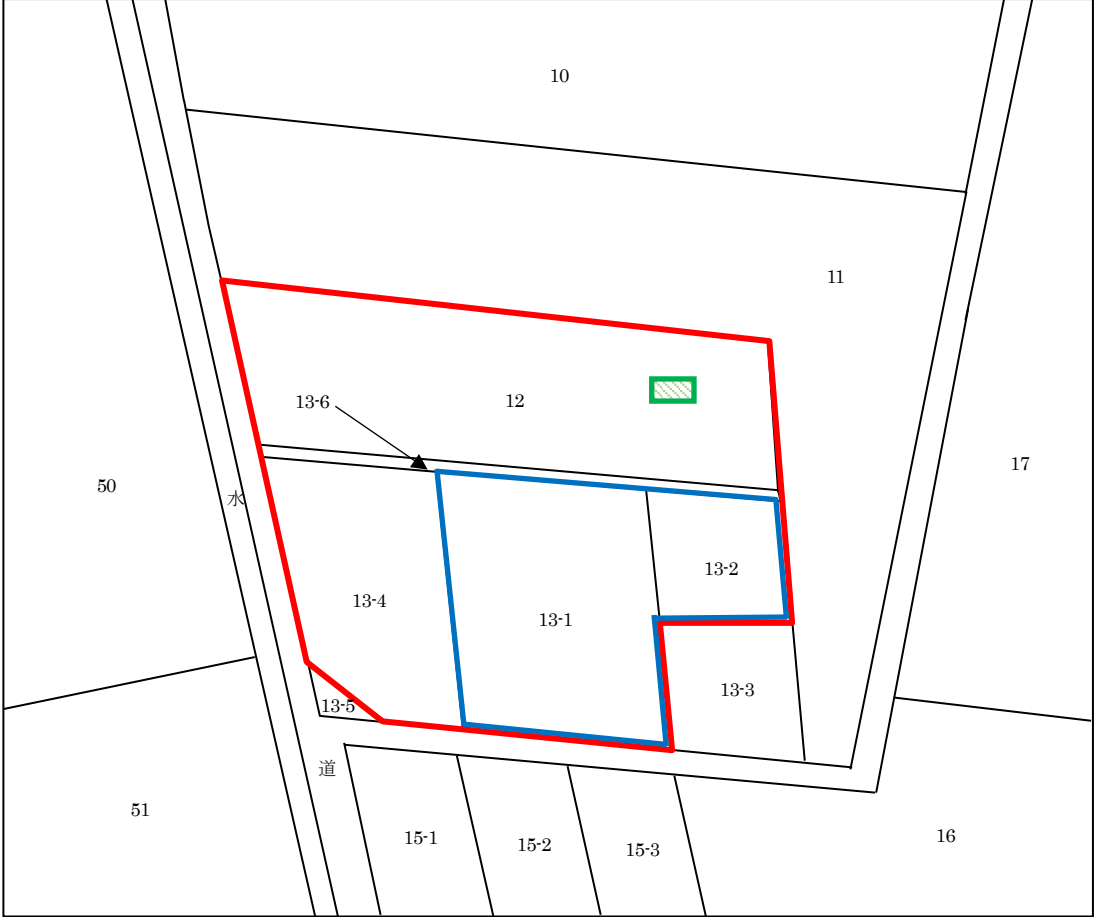
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

■ 記載例（工場・事業場の敷地であった土地の範囲を示した図面）



■ 記載例（公図の写し）

公図集合図



場所：〇〇市▲▲字□□

- 凡例：
- 工場の敷地であった土地
 - ただし書の確認を受けようとする土地
 - 廃止された有害物質使用特定施設

6 ただし書の確認の通知を受けた後の手続き

ただし書の確認の通知を受けた後、確認を受けた土地について下記に該当する場合、土地の所有者等は別途手続きを行う必要があります。

(1) 土地の所有者等が変更した場合

確認を受けた土地について、所有権の譲渡、相続、合併等により、「土地の所有者等」に変更があった時は、新たな土地の所有者等は、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継します。

新たな土地の所有者等は、承継後、遅滞なく「承継届出書（様式第四）」（21ページ参照）を市に提出しなければなりません【法施行規則16条第4項、同条第5項】。

前の土地所有者等は、新たな土地所有者等に対して、汚染状況の調査を実施するうえで必要な情報を適切に引き継いでください。

(2) 土地の利用方法を変更する場合

確認を受けた土地について、予定されている利用の方法を変更しようとする場合、**土地の所有者等は、あらかじめ「土地利用方法変更届出書（様式第五）」（22ページ参照）を市に提出しなければなりません【法第3条第5項、法施行規則第19条第1項】。**

この届出により、確認を受けた土地が上記3（1）①～③の要件を満たさないと認められた場合、市は当該確認を取り消し、取り消された時点での土地の所有者等に土壌の汚染状況の調査及び市への報告の**義務が再び生じる**こととなります【法第3条第6項】。

(3) 土地の形質の変更を行う場合

市からただし書の確認を受けた土地において、900m²以上の掘削等の土地の形質変更をしようとする場合、土地の所有者等は、あらかじめ「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第六)」(23ページ参照)を提出しなければなりません【法第3条第7項、法施行規則第21条の2第1項】。

この届出により、市は、形質変更をしようとする土地における土壤の汚染状況の調査及び市へ報告を当該土地の所有者等に対して命令することとなります【法第3条第8項】。

※ この届出は、調査や行政手続き等に相当の期間を要するので、土地の形質更を行う予定日より充分前に届出を行うようお願いしています。

(参考)

● 特定有害物質一覧【法施行令第1条】

分類	特定有害物質の種類	
第一種	クロロエチレン	ジクロロメタン
	四塩化炭素	テトラクロロエチレン
	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン
	1,1-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン
	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン
	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン
第二種	カドミウム及びその化合物	鉛及びその化合物
	六価クロム化合物	砒素及びその化合物
	シアン化合物	ふっ素及びその化合物
	水銀及びその化合物	ほう素及びその化合物
	セレン及びその化合物	
第三種	シマジン	ポリ塩化ビフェニル
	チオベンカルブ	有機りん化合物
	チウラム	

- 指定調査機関（法第3条第1項本文）
指定調査機関（環境大臣及び市市から指定を受けた者）の情報を掲載しています。

○ 環境省HP 「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関一覧」
URL : www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html

- 届出様式
各種届出の様式を掲載しています。

○ 柏市HP 土壌汚染対策法施行規則に規定する様式
URL :
<https://www.city.kashiwa.lg.jp/kankyoseisaku/jigyosha/environment/torikumi/dojoosen.html>

- ◆ 調査義務の一時的免除に係る手続き（法第3条第1項）
 - ・【様式第三】法第3条第1項ただし書の確認申請書
 - ・【様式第四】承継届出書
 - ・【様式第五】土地利用方法変更届出書
- ◆ 土地の形質の変更に係る手続き（法第3条第7項）
 - ・【様式第六】一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

様式第三（第十六条第一項関係）

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

年 月 日

柏市長 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の	
施設の設置場所	
廃止年月日	
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	
確認を受けようとする土地の場所	
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（第十六条第五項関係）

承継届出書

年 月 日

柏市長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地の所有者等の地位を承継したので、土壤汚染対策法施行規則第16条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	
確認を受けた年月日	
承継した土地の場所	
承継の年月日	
被承継者	
氏名又は名称	
住所	
承継の原因	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五（第十九条第一項関係）

土地利用方法変更届出書

年 月 日

柏市長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地について予定されている利用の方法
に変更が生じたので、同条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

確認を受けた土地	
所在地	
確認を受けた年月日	
土地について予定されている利用の方法	
利用の方法を変更し ようとする土地の場 所	
変更前	
変更後	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

柏市長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

第3条第7項
第4条第1項
土壌汚染対策法 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の

とお届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地にお いて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	
	有害物質使用特定 施設の種類の	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。